

報道関係者各位

令和7年3月31日

舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第3次舞鶴市DV対策基本計画)の策定について

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり許されない行為であることを舞鶴市民の共通認識とし、DVの根絶を目指し、DVの防止に向けた啓発事業及び被害者の保護・自立支援を行うため、「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次舞鶴市DV対策基本計画)」を策定しましたのでお知らせします。

【計画の名称】 舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
(第3次舞鶴市DV対策基本計画)

【基本目標】

1. 暴力を許さない意識づくりの推進
2. DVに気づく環境づくり
3. 総合的な相談・保護体制の充実
4. 自立のための継続的支援体制の確率
5. 関係機関との連携強化

【計画の期間】 5年間(2025年度から2029年度)

【計画策定にあたっての主な経過等】

- (1) 市民アンケート調査の実施(R2年8月1日～21日)
 - ①調査対象: 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人
 - ②回答状況: 有効回収数792人(回答率: 39.6%)
- (2) 男女共同参画審議会による審議(R6年8月～12月)
- (3) パブリック・コメントの実施
 - ①実施期間 令和7年1月22日(水)～2月21日(金)
 - ②意見 1人5件

※実施結果は、計画本体とあわせ、市HPに掲載



SDGs未来都市

舞鶴市 人権啓発推進課(担当: 山本・鹿田)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL: 0773-66-1022、FAX: 0773-62-9891
E-mail: jinken@city.maizuru.lg.jp